

北 本 市 教 育 委 員 会 令 和 6 年 4 月 定 例 会 会 議 録						
1 日 時	令和6年4月24日(水) 午後2時00分から4時49分まで					
2 場 所	北本市役所 会議室3-F					
3 教育長の氏名	神子修一					
4 出席した委員の氏名	一	議員 黒川範子	二	委員 久保田篤正	三	委員 関根桂子
	四	委員 森田高正	五	委員 北條規		
5 欠席した委員の氏名						
6 説明のため出席した職員	坂口教育部長、磯野教育部参事、藤原教育総務課長、木暮学校教育課長、笹原学校教育課副課長、櫻井生涯学習課長、坂詰生涯学習課副参事、大平文化財保護課長					
議案及び報告件名	議 事 の 大 要					
1 開会の宣言	神子教育長： 令和6年北本市教育委員会4月定例会を開会する。					
2 会議録の承認について	神子教育長： 令和6年北本市教育委員会3月定例会の議事録について質問、意見、訂正等あるか。					
	— 各委員、特に意見なし —					
	神子教育長： 令和6年北本市教育委員会3月定例会の議事録については、承認としてよろしいか。					
	— 各委員、了承 —					
3 会議録署名委員の指名について	神子教育長： 本日の会議録の署名委員については、4番の森田委員に願います。					
4 議事の取扱い	神子教育長： 本日の案件は、報告事項が18件、審議事項が4件の合計22件である。					
	なお、本日の教委報告第33号から第39号、教委議案第17号から第19号については、個人情報に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、「非公開」審議としてよいかわう。					
	— 各委員、了承 —					
	神子教育長： 本日の教委報告第33号から第39号、教委議案第17号から第19号については、「非公開」審議とする。					

5 報告事項(公開案件) (1) 教委報告第22号「教育長の決裁処分(共催・後援)の報告について」	神子教育長： 教委報告第22号「教育長の決裁処分(共催・後援)の報告について」について、学校教育課及び生涯学習課より説明をお願いします。 笹原学校教育課副課長： (教委報告第22号1から4の説明) 櫻井生涯学習課長： (教委報告第22号5から9の説明) 神子教育長： 本件について、質疑はあるか。 黒川委員： 朗読ボランティアグループの「かばざくら」の方々が朗読してくださるということだが、戦争を体験された方か。 笹原学校教育課副課長： 西小学校に来ていただいた際には、主に60代から70代の方に来ていただいて、とても貴重な話をしていただいた。 北條委員： ユメのタマゴについて、北本市内の中で機能し始めたり、スタートアップに繋がったりした事例があるか。 櫻井生涯学習課長： 具体的に何かスタートアップに繋がったという報告はまだいただいていない。 北條委員： ビジネス的な観点をよくご存じの団体が推進しているので、新しい価値の創出に繋がるような良い取組みと考える。 櫻井生涯学習課長： 改めて内容について、団体に確認させていただく。 神子教育長： 団体の総会に呼ばれ出席したが、具体的にこういう成果があったという報告はされなかったと記憶している。 関根委員： 彩の国100キロウォークだが、暑い時期に開催されるが、看護師が帯同するのか。 櫻井生涯学習課長： 看護師代が予算計上され、帯同する予定である。 久保田委員： このような世界情勢の中で、戦争体験の話を聞くことは貴重なことだと考える。 小学6年生及びその保護者が対象になっているが、保護者で参加した人はいるか。 笹原学校教育課副課長： 昨年度においては、参加希望者は0人であった。 久保田委員： 遠い世界での話ではなく、家庭の中でも話して考える機会があれば良いと考える。
---	---

	市内小学校球技大会について、以前から無観客だったのか、もしくはコロナ禍の時期から無観客だったのか。 観客を入れようという話し合いはあったのか。 神子教育長： 経緯としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置の一環として、無観客としていた。 ただし、従前より課題があり、保護者が観戦に熱が入るあまり、審判を務める教員に対して暴言を吐くなどの教育上良くない状況があった。 その後の学校運営に影響してしまうのであれば、児童だけで楽しく実施させてあげたいと思っている。 久保田委員： 保護者としては子供が躍動する瞬間を見たいという方もいらっしゃるので、注意を促しながら実施出来ないか。 神子教育長： 注意をしながら学校側もうまく運営していたが、先生方の判定に対して保護者から強く言われると、運営上難しいところもある。 北條委員： オンラインで見られるようにすることは出来ないか。予算がかかり難しいか。 神子教育長： 学校に対しては、一部で実施している。 ライブ配信は設備等の問題もあり難しいが、録画したものの配信は出来るかもしれない。 今の御意見をふまえて、今年度は時期が迫っており難しいが、来年度実施のための検討事項としてもらいたい。 神子教育長： 他に、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 神子教育長： 教委報告第22号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 神子教育長： 本件は、了承とする。
(2) 教委報告第23号「令和6年度北本市立学校の適正化対象	神子教育長： 教委報告第23号「令和6年度北本市立学校の適正化対象校の調査について」について、教育部長より説明をお願いします。 坂口教育部長： (教委報告第23号の説明)

校の調査について」	神子教育長： 本件について、質疑はあるか。 森田委員： いずれの学校も経過観察するとなっており、早急に何か手を打つということが無く安心している。 一方で、子供達が増えるような施策をおこなっていないと、学校が減っていってしまう。 市の移住を増やすような政策と教育との関係は何か考えられているか。 神子教育長： 市では、若い人をいかに本市に住んでもらうかということを考えて、シティプロモーションを行っている。 2才から6才ぐらいの子供達と38才から40才ぐらいの人達は増えている状況があり、成果としては出ている。 少子化は進んでいて生まれる子供達は減っていて、団塊の世代の人たちが亡くなること等で自然減はある。 学校に入学する子供達が著しく減っているといった事象は生じていない。 南小学校は児童数が増えているが、市内で偏りが生じている状況もある。 藤原教育総務課長： 人口減少については、この先も続いていくことが見込まれているが、市内の人口動態については、出生数から死亡数を引いた自然動態と、転入数から転出数を引いた社会動態があり、この2つの要素が合わさって人口が増減している。 社会動態を見ると近年の北本市については社会増が続いている。 神子教育長： 他に、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 神子教育長： 教委報告第23号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 神子教育長： 本件は、了承とする。
(3) 教委報告第24号「令和6年度児童生徒数及び学級数について」	神子教育長： 教委報告第24号「令和6年度児童生徒数及び学級数について」について、学校教育課より説明をお願いする。 木暮学校教育課長： (教委報告第24号の説明) 神子教育長： 本件について、質疑はあるか。

	— 特に意見なし — 神子教育長： 教委報告第24号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 神子教育長： 本件は、了承とする。
(4) 教委報告第25号「令和5年度各小・中学校第3学期状況報告について」	神子教育長： 教委報告第25号「令和5年度各小・中学校第3学期状況報告について」について、学校教育課より説明をお願いします。 笹原学校教育課副課長： (教委報告第25号の説明) 神子教育長： 本件について、質疑はあるか。 黒川委員： 中学校では学校にあまり通えずに、高校生になると活躍する子を何人も見てきた。 高校に進学させることが目的ではないものの、進路先を確保してあげることが大変重要なことであるので、引き続きご尽力いただきたい。 坂口教育部長： 学校に引き続き指導してまいりたい。 黒川委員： 適応指導教室という言葉があるが、今の時代にそぐわないのではないかと感じているが、どう考えるか。 坂口教育部長： 積極的には使用していないものの国が使っている言葉ではないかと記憶しているが、再度確認した上で新しい言葉が出てきている時には変えていく必要があると考える。 北條委員： 大学においても、過去に不登校であった子供達が興味関心を持って社会に巣立っていくということがある。 先生方が今一生懸命やっていることが、やがて子供達を通して社会に活かされていくと思う。 多様性の時代をどう受け止めて、子供達と向き合っていくかが大事だと思う。 神子教育長： 「一人一人」と学校の先生はよく言うが、多様性に対する一つの教育の仕方であると思っている。 神子教育長： 他に、質疑はあるか。

(5) 教委報告第26号「令和5年度学力向上・生徒指導推進事業実施状況報告について」	— 特に意見なし — 神子教育長： 教委報告第25号については、了承としてよい。 — 各委員、了承 — 神子教育長： 本件は、了承とする。	
	神子教育長： 教委報告第26号「令和5年度学力向上・生徒指導推進事業実施状況報告について」について、学校教育課より説明をお願いする。	
	笹原学校教育課副課長： (教委報告第26号の説明)	
	神子教育長： 本件について、質疑はあるか。	
	黒川委員： 学校応援団の方に感謝を伝える取組が学校毎に異なるようだが、取組としてはどうなっているか。	
	笹原学校教育課副課長： 学校毎に感謝を伝える取組は様々だが、どの学校もおおよそ実施している。	
	森田委員： 土曜補習については、どのように実施されているものか。	
	笹原学校教育課副課長： 主に教員が指導者として、土曜日に年間10回ぐらい実施している。 受験生である中学3年生を対象に、内容については各学校で必要な部分を検討しながら実施しているもの。	
	森田委員： 学校毎に科目も異なるのか。	
	笹原学校教育課副課長： そのとおりである。	
	関根委員： 西中学校でしゃべり場という地域交流の場が開催されているが、他に何か地域との交流を実施しているか。	
	坂口教育部長： 西中学校区では地域活動室を使って、お母さんと乳幼児が集まって遊んだりしている。 新型コロナウイルス感染症が流行する前は、生徒との交流もあり、子供を抱っこさせてもらったりしていたが、コロナ禍を機に中止している。	
	神子教育長： 他に、質疑はあるか。	

	— 特に意見なし — 神子教育長： 教委報告第26号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 神子教育長： 本件は、了承とする。 (6) 教委報告第27号「第8回きたもとピアノフェスティバル実績報告について」 神子教育長： 教委報告第27号「第8回きたもとピアノフェスティバル実績報告について」について、生涯学習課より説明をお願いします。 櫻井生涯学習課長： (教委報告第27号の説明) 神子教育長： 本件について、質疑はあるか。 関根委員： 出演の抽選だが、兄弟、姉妹で異なる結果になっている状況があるようだが、一緒に合格、不合格になるようにはならないか。 櫻井生涯学習課長： 基本的には完全に全員自動抽選になっている。連弾であれば同時に合格になる形。 北條委員： 全国大会等上位の大会に繋がる大会なのか。 櫻井生涯学習課長： この大会は、あくまで単独の大会となっている。 神子教育長： 文化センターのホールの作りがとてもよく出来ている。プロの演奏家の方々も驚かされている。ピアノの演奏との相性も良くて、ピアノフェスティバルはもっと周知したいと思っている。 神子教育長： 他に、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 神子教育長： 教委報告第27号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 神子教育長： 本件は、了承とする。
--	--

(7) 教委報告第28号「北本さくらウォーク2024について」	神子教育長： 教委報告第28号「北本さくらウォーク2024について」について、生涯学習課より説明をお願いします。 櫻井生涯学習課長： (教委報告第28号の説明) 神子教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 神子教育長： 教委報告第28号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 神子教育長： 本件は、了承とする。
(8) 教委報告第29号「工事請負契約の締結について」	神子教育長： 教委報告第29号「工事請負契約の締結について」について、生涯学習課より説明をお願いします。 櫻井生涯学習課長： (教委報告第29号の説明) 神子教育長： 本件について、質疑はあるか。 森田委員： 2階のB棟の高齢者ラウンジについては、エレベーターで2階に移動できるのか。 高齢者で車椅子の方や、足の不自由な方が階段を上られるのは大変ではないか。 櫻井生涯学習課長： エレベーターが設置されているため、そのエレベーターを利用できる。 神子教育長： 他に、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 神子教育長： 教委報告第29号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 神子教育長： 本件は、了承とする。
(9) 教委報告第30号「お茶屋遺跡の調	神子教育長： 教委報告第30号「お茶屋遺跡の調査について」について、文化財保護課より説明をお願いします。

査について」	大平文化財保護課長： （教委報告第30号の説明） 神子教育長： 本件について、質疑はあるか。 北條委員： 試掘を行って、今後どのようなようになっていくのか。 大平文化財保護課長： 民家があり私有地でもあるので、どこまで試掘出来るかということはあるが、全体像がわかる形になればいいが、まだそこまでいってはいない。 磯野教育部参事： 現在は外側の堀跡の確認をして、お茶屋の範囲そのものをしっかりとおさえようとしているところ。 北東と南東がわかると、ほぼ範囲がわかる状態となる。 その後に内部の調査を行い、どのような施設があったのかを確認する。 まだ先の話ではあるが、貴重な建物の痕跡等が見つかれば、市もしくは県の史跡指定について検討出来ればと考えている。 北條委員： 発掘の状況について、市民の方が見られるように可視化されていると良い。 磯野教育部参事： 過去に現地説明会を開催して、地域の人や市民以外の方も含めて大勢の方が来たことがある。 ドローンで撮影などもしているので、それらを取りまとめてネット上で多くの人に見ていただきたいと思っている。 久保田委員： これまで調査しているが、何か今後発掘されそうなのか。 磯野教育部参事： 戦国時代や江戸時代はあまり物が出てこないという傾向はあるが、茶碗などお茶を飲む際の特徴的な器が出てきている。 徳川家に関わる格式のある器等が出てくるのではないかと期待している。 神子教育長： 他に、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 神子教育長： 教委報告第30号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 神子教育長： 本件は、了承とする。
---------------	--

(10) 教委報告第 31号「高尾 カタクリ自 生地の公開 について」	神子教育長： 教委報告第31号「高尾カタクリ自生地の公開について」について、文化財保護課より説明をお願いします。 大平文化財保護課長： （教委報告第31号の説明） 神子教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 神子教育長： 教委報告第31号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 神子教育長： 本件は、了承とする。
(11) 教委報告第 32号「東光 寺板石塔婆 収蔵庫公開 について」	神子教育長： 教委報告第32号「東光寺板石塔婆収蔵庫公開について」について、文化財保護課より説明をお願いします。 大平文化財保護課長： （教委報告第32号の説明） 神子教育長： 本件について、質疑はあるか。 北條委員： 普段も公開しているのか。 大平文化財保護課長： 限られた期間のみの公開となっている。 磯野教育部参事： 全国的にも鎌倉時代の石塔婆がこれだけ集中しているのは大変珍しいため、多くの研究者が訪れる。 公開期間外の時は事前に教育委員会に連絡をもらい、収蔵庫を開けている。 かつては、日本で最古の板石塔婆であり重要な物である。 戦後になり、日本で一番古いもの、二番目、三番目が旧江南町で発見され、本市の板石塔婆は四番目となっている。 神子教育長： 他に、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 神子教育長： 教委報告第30号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 —

6 審議事項(公開案件) (12) 教委議案第16号「北本市文化センター大規模改修基本計画について」	神子教育長： 本件は、了承とする。 神子教育長： 審議事項に入る。 神子教育長： 教委議案第16号「北本市文化センター大規模改修基本計画について」について、生涯学習課より説明をお願いする。 坂詰生涯学習課副参事： (教委議案第16号の説明) 神子教育長： 本件について、質疑はあるか。 黒川委員： プラネタリウムについて利用されている施設で、重要度が高いと判断され継続するとされていることに安心した。 プラネタリウムの施設を利用した、イベント等については企画できないか。 坂詰生涯学習課副参事： プラネタリウムだけでなく、他のイベントにも活用出来るような設えについても検討していきたい。 神子教育長： 本市のプラネタリウムの装置については、大変古くなっており、これは少なくなっている。 プラネタリウムのある他市の施設については、デジタル化されており、きれいな投影がされる。 一方、本市については穏やかな雰囲気では投影されている。 機器をどうするかについては、色々と検討が必要である。 久保田委員： プラネタリウムについて、更新費が高額となることから光学式投影機は廃止し、1台のプロジェクターで投影できる現行機器を継続利用するとされているが、これはどうなるか。 坂詰生涯学習課副参事： 高額なものにはなるが、廃止するかどうかは未定である。 現状の文化センターの投影方法では、1台のプロジェクターで投影することの方が多い。 他市の光学式投影機を併用している施設を確認して検討していく。 久保田委員： 以前利用した際の投影会は、3名程度であり大変もったいない感じがした。 今回の改修計画を機にまた新しい北本のプラネタリウムを生み出せば良いと感じた。 また、工事費用が30億程度となり、かなり長期な工期となることが考えられるが、その間のホールの利用について、代替の用意はあるか。
--	--

7 報告事項(非公開案件) (13) 教委報告第33号「北本市社会教育委員の任命について」	坂詰生涯学習課副参事： 代替の施設が無く、休館となる。 久保田委員： 大きな成人式等の外せないイベントは工期等を含めて検討いただく必要があるのではないかと。 坂詰生涯学習課副参事： 今後、検討する。 森田委員： 市民による印刷室や展示室の利用があると思うが、閉館期間中に使えなくなってしまうと、困るのではないかと。 場合によっては、工事期間中は他の施設に移設するなどの対応が出来ないかと。 事業のスケジュールが確定した段階で早めに周知出来ると市民への影響を少なく出来るのではないかと。 櫻井生涯学習課長： 印刷室等細かい部分については、今後基本設計等を行っていく中で仮設計画についても検討していきたい。 一方で、市民活動交流センターが開館する予定でもあるので、展示スペース等はこちらも活用いただけたらと考えている。 北條委員： デジタル環境がどんどん進化しているので、数年先をある程度見通した上でインフラ整備をしていただければと思う。 神子教育長： いただいた意見を精査しながら、やれることはやっていけたらと考える。 神子教育長： 他に、質疑はあるかと。 — 特に意見なし — 神子教育長： 教委議案第16号については、可決としてよいかと。 — 各委員、可決 — 神子教育長： 本件は、可決とする。 神子教育長： 非公開審議に入る。 教委報告第33号「北本市社会教育委員の任命について」について、生涯学習課より説明をお願いします。 櫻井生涯学習課長： (教委報告第33号の説明) 神子教育長： 本件について、質疑はあるかと。
---	---

	— 特に意見なし — 神子教育長： 教委報告第33号については、承認としてよいか。 — 各委員、了承 — 神子教育長： 本件は、了承とする。
(14) 教委報告第34号「北本市人権教育推進委員会委員の任命について」	神子教育長： 教委報告第34号「北本市人権教育推進委員会委員の任命について」について、生涯学習課より説明をお願いします。 櫻井生涯学習課長： (教委報告第34号の説明) 神子教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 神子教育長： 教委報告第34号については、承認としてよいか。 — 各委員、了承 — 神子教育長： 本件は、了承とする。
(15) 教委報告第35号「北本市立堀の内集会所運営委員会委員の委嘱及び任命について」	神子教育長： 教委報告第35号「北本市立堀の内集会所運営委員会委員の委嘱及び任命について」について、生涯学習課より説明をお願いします。 櫻井生涯学習課長： (教委報告第35号の説明) 神子教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 神子教育長： 教委報告第35号については、承認としてよいか。 — 各委員、了承 — 神子教育長： 本件は、了承とする。
(16) 教委報告第36号「北本市青少年問	神子教育長： 教委報告第36号「北本市青少年問題協議会委員の任命について」について、生涯学習課より説明をお願いします。

題協議会委員の任命について」	櫻井生涯学習課長：（教委報告第36号の説明） 神子教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 神子教育長： 教委報告第36号については、承認としてよいか。 — 各委員、了承 — 神子教育長： 本件は、了承とする。
(17) 教委報告第37号「北本市青少年指導委員会委員の任命について」	神子教育長： 教委報告第37号「北本市青少年指導委員会委員の任命について」について、生涯学習課より説明をお願いします。 櫻井生涯学習課長：（教委報告第37号の説明） 神子教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 神子教育長： 教委報告第37号については、承認としてよいか。 — 各委員、了承 — 神子教育長： 本件は、了承とする。
(18) 教委報告第38号「北本市公民館等運営審議会委員の任命について」	神子教育長： 教委報告第38号「北本市公民館等運営審議会委員の任命について」について、生涯学習課より説明をお願いします。 櫻井生涯学習課長：（教委報告第38号の説明） 神子教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 神子教育長： 教委報告第38号については、承認としてよいか。 — 各委員、了承 — 神子教育長： 本件は、了承とする。
(19) 教委報告第	神子教育長： 教委報告第39号「北本市図書館協議会委員の任命につい

39号「北本市図書館協議会委員の任命について」	て」について、生涯学習課より説明をお願いする。 櫻井生涯学習課長：（教委報告第39号の説明） 神子教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 神子教育長： 教委報告第39号については、承認としてよいか。 — 各委員、了承 — 神子教育長： 本件は、了承とする。
8 審議事項(非公開案件) (20) 教委議案第17号「北本市就学支援委員会委員の委嘱等について」	神子教育長： 教委議案第17号「北本市就学支援委員会委員の委嘱等について」について、学校教育課より説明をお願いする。 木暮学校教育課長：（教委議案第17号の説明） 神子教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 神子教育長： 教委議案第17号については、可決としてよいか。 — 各委員、可決 — 神子教育長： 本件については、可決とする。
21 教委議案第18号「令和6年度「学校運営協議会」委員の任命について」	神子教育長： 教委議案第18号「令和6年度「学校運営協議会」委員の任命について」について、学校教育課より説明をお願いする。 木暮学校教育課長：（教委議案第18号の説明） 神子教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 神子教育長： 教委議案第18号については、可決としてよいか。 — 各委員、可決 — 神子教育長： 本件については、可決とする。

22 教委議案第19号「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」	神子教育長： 教委議案第19号「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」について、関根委員及び森田委員の親族の一身上に関する内容が含まれるため、両委員は退室をお願いする。 — 関根委員、森田委員退室 — 神子教育長： 教委議案第19号「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」について、学校教育課より説明をお願いする。 木暮学校教育課長： (教委議案第19号の説明) 神子教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 神子教育長： 教委議案第19号については、可決としてよいか。 — 各委員、可決 — 神子教育長： 本件については、可決とする。 — 関根委員、森田委員入室 —
9 その他	神子教育長： その他、事務局から連絡事項はあるか。 学校教育課： (教育委員の学校訪問について) 生涯学習課： (地区公民館利用料金上限額の見直しについて) 黒川委員： (市町村教育委員会研究協議会の報告について)
10 閉会の宣言	神子教育長： 以上をもって、北本市教育委員会4月定例会を閉会する。
	北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。 令和6年5月22日 教育長 神子 修一 署名委員 森田 高正 書記 落合 元